

判例第61/2023/AL号¹

養子が成年に達しない際に養子縁組の終了について

最高人民裁判所裁判官評議会が2023年02月01、02、03日に通過され、2023年2月24日付第39/QĐ-CA号最高人民裁判所の長官の決定に従い、公表された。

判例の原：

2019年4月24日付第87/2019/QĐST-HNGĐ号「養子縁組を終了する請求」に関するドン・ナイ省、チャン・ボム県人民裁判所の第一審の決定、請求者はチャン・コン・Tであり、関連権利義務がある者はグエン・タン・H及びチャン・ティ・タオ・T1である。

判例の内容の位置：

「裁判所の認定」の部分における第7段落と第8段落。

判例の内容の概要

- 判例のケース：

実父、実母及び養父、養母は、未成年の養子が実父と実母に引き続き育てることを一致する。養子は、実父と実母と一緒に住むという希望があり、養父と養母は、養子縁組を終了する請求がある。

- 法的解決策：

この場合には、裁判所は、養子縁組を終了する請求を承認しなければならない。

判例に関連する法律の規定：

- 2010年養子縁組法第25条、第26条、第27条；
- 2014年婚姻家族法第78条。

判例のキーワード：

「養子縁組の終了」、「未成年の養子」、「任意養子縁組終了」。

民事非訟事件の内容

- 申立書、2019年4月17日付供述書では、請求者であるチャン・コン・Tとグエン・ティ・Qは次のように述べた。

TとQは、1999年に結婚し、2人の共通の子供がいる（現在は成人している）。2015年、夫婦の実の弟であるグエン・タン・Hとチャン・ティ・タオ・T1は経済的困難を抱えていたため、2003年10月31日に生まれたグエン・ミン・カン・H1を養子にすることに同意した。そのため、B県A村人民委員会で養子縁組を受け入れる手続をし、2015年9月15日付第01号養子縁組証明書を交付された。

養子を受け入れた後、H1さんの氏をグエン・ミン・カンH1からチャン・ミン・カン・H1に変更し、H1を良く育てていた。しかし、現在、H1は、実父母と一緒に住む希望がある。その

¹ この判例は、ホーチミン市法科大学の教授・博士ド・バン・ダイ、修士レ・ティ・マンに提案された。

ため、チャン・ミン・カンH1 に対する養子縁組の終了を請求する。

- 2019年4月17日付陳述書では、関連権利・義務がある者であるグエン・タン・Hとチャン・ティ・タオ・T1 は、次のように述べた。

HとT1は、同居し、A村人民委員会で結婚を登記した（1998年に結婚証明書が交付された）。同居する過程で、彼らには3人の共通の子供がいる（2000年1月10日生まれたグエン・ミン・C、2003年10月31日生まれたグエン・ミン・カン・H1、2009年7月8日生まれたグエン・カン・Mである）。2015年に、経済的困難を抱えていたため、グエン・ミン・カン・H1をHの実の妹であるグエン・ティ・Qとチャン・コン・Tの養子にすることに同意した。

養子縁組を受けられた後、H1の氏は、グエン・ミン・カンH1からチャン・ミン・カン・H1に変更され、また、H1さんが良く育てられた。しかし、現在、H1さんは、HさんとT1さんと一緒に住む希望があるため、それを同意しました。

- 2019年4月17日付陳述書において、チャン・ミン・カン・H1は次のように述べた。

グエン・タン・Hとチャン・ティ・タオ・T1の実子であり、ドンナイ省、B県、O町、N高校、10A1クラスで勉強している。

2015年、親が困難を抱え、子供が多いため、私の両親は、チャン・コン・Tとグエン・ティ・Qが私を養子にすることに同意してくれた。

養子縁組を受けられた後、叔父さんの家に住んで、氏がグエン・ミン・カン・H1からチャン・ミン・カン・H1に変更になった。叔父さんの家に住んでいた間は、暮らし向きが良く、よく勉強し、家族と連絡を取り合っていた。しかし、今、大人になって、多く兄弟姉妹がいる家に帰りたいため、実父母と一緒に暮らしたいと考える。

今、チャン・コン・Tとグエン・ティ・Qは、養子縁組の終了を請求し、それに同意する。

また、チャン・コン・Tとグエン・ティ・Q、チャン・ミン・カン・H1は、家庭や学校の仕事が忙しいため、検討公判に欠席することを求めた。

- チャン・ボム県人民検察院の代表者は、下記のような意見を発表した。

民事非訟事件を受理する手順・手続、法律関係、証拠収集の過程、訴訟の時間・期限について、民事訴訟法に従う。

内容について、チャン・コン・Tとグエン・ティ・Qの申立書は、規定に正しく従い、根拠があるから、裁判所が承認することを定義する。

裁判所の認定

[1] チャン・ボム人民裁判所は、検討公判に審査された民事非訟事件に関する資料・証拠、当事者及び人民検察院の代表者の意見を検討した後、下記の通り認定した。

[2] 訴訟：請求者は、申立書を提出し、規定に従って手続を行った。

[3] チャン・コン・T、グエン・ティ・Q、グエン・タン・H及びチャン・ミン・カン・H1は、検討公判に欠席する旨の連絡書があり、民事訴訟法第367条2項に基づいて、上記の当事

者が欠席で、検討公判を開廷した。

[4] 法律関係及び裁判所の処理の管轄について：

[5] チャン・コン・T、グエン・ティ・Qは、チャン・ミン・カン・H1（2003年10月31日に生まれ、住所：ドンナイ省、B県、A村、Lグループ、8列、113号）に対して、養子縁組の終了を請求する。そのため、民事訴訟法第29条5項、第35条2項b号、第39条2項1号に基づいて、この民事非訟事件の関係は、「養子縁組を終了する請求」であり、チャン・ボム県人民裁判所の管轄権に属する。

[6] 内容について

[7] 2015年、チャン・コン・Tとグエン・ティ・Qは、グエン・タン・Hとチャン・ティ・タオ・T1の実子であるグエン・ミン・カン・H1を養子として受け入れた。両当事者は、養子縁組を受け入れる資料を作成し、2015年9月15日付第01号A村人民委員会から養子縁組証明書を交付されたため、養子関係は合法であり、当事者は法律の規定に従って権利と義務を完全に履行している。

[8] 現在、H1は、妹弟たちの世話をし、勉強を補助する条件を整えるために、実父母と同居することを望んでいる。養父母であるT、Qと、実父母であるH、T1の同意を得た。そのため、TさんとQさんが養子縁組を終了するよう裁判所に請求したことは自発的で、婚姻家族法第78条及び養子縁組法第25条の規定に従う。このように、チャン・ミン・カン・H1に対するチャン・コン・Tとグエン・ティ・Qの養子縁組を終了する請求を承認する必要がある。

[9] 手数料：民事訴訟法第149条、2016年12月30日付裁判所訴訟費用・手数料の徴収率、免除、減額、徴収、納付、管理及び使用に関する国会の議決第326/2016/UBTVQH14号37条1項に基づいて、チャン・コン・Tとグエン・ティ・Qは、民事非訟事件を処理する第一審の手数料300,000VNDを支払わなければならない。

決定

- 民事訴訟法149条、367条3項、371条、372条、婚姻家族法78条、養子縁組法25条、2016年12月30日付裁判所訴訟費用・手数料の徴収率、免除、減額、徴収、納付、管理及び使用に関する国会の議決第326/2016/UBTVQH14号37条1項に基づき、

チャン・コン・Tとグエン・ティ・Qの民事非訟事件を処理する申立書を承認する。

チャン・ミン・カン・H1（2003年10月31日に生まれ）に対するチャン・コン・Tとグエン・ティ・Qの養子縁組を終了する（ドンナイ省、B県、A村人民委員会の2015年09月15日付第01号養子縁組証明書に基づく）。

裁判所の養子縁組を終了する決定が法的な効力を発生するときから、養父母及び養子の権利・義務は終了する。

- 民事非訟事件を処理する第一審の手数料：チャン・コン・Tとグエン・ティ・Qは、民事非訟事件の処理のための第一審手数料300,000VNDを負担しなければならない。2019年4月9日付第0006560号裁判費用・手数料の前払の領収書に従って、前払った300,000VNDから差し引かれる。TとQが手数料を支払った。

- 控訴権：裁判所は決定を出すときからの10日以内に、チャン・ティ・タオT1は決定に対

する控訴権を有する。チャン・コン・T、グエン・ティ・Q、グエン・タン・Hは、決定が正式に送達された日から10日以内に決定に対する控訴権を有する。

判例の内容

“[7] 2015年、チャン・コン・Tとグエン・ティ・Qは、グエン・タン・Hとチャン・ティ・タオ・T1の実子であるグエン・ミン・カン・H1を養子として受け入れた。両当事者は、養子縁組を受け入れる資料を作成し、2015年9月15日付第01号A村人民委員会から養子縁組証明書を交付されたため、養子関係は合法であり、当事者は法律の規定に従って権利と義務を完全に履行している。

[8] 現在、H1は、妹弟たちの世話をし、勉強を補助する条件を整えるために、実父母と同居することを望んでいる。養父母であるT、Qと、実父母であるH、T1の同意を得た。そのため、TさんとQさんが養子縁組を終了するよう裁判所に請求したことは自発的で、婚姻家族法第78条及び養子縁組法第25条の規定に従う。このように、チャン・ミン・カン・H1に対するチャン・コン・Tとグエン・ティ・Qの養子縁組を終了する請求を承認する必要がある。”